年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

国民年金に加入以降、妻と共に60歳到達まで、欠かさず保険料を納付してきたはずであるのに、途中で1年間の未納があるとは考えられない。当時から、商売も順調で、代理人に確定申告を委託していた。代理人に作成してもらった確定申告書の控えのうち、国民年金保険料が未納となっている昭和60年度に係る昭和60年及び61年の確定申告書の控えを確認したところ、社会保険料控除額として国民年金の支払保険料の記載もある。

当時、国民年金保険料をどのような方法で納めたのか、どこで納めたのかといった具体的な記憶はないが、昭和60年度1年分だけ納付しなかった理由も分からず、未納であるとは納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、60歳到達まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、昭和42年10月に厚生年金保険資格喪失後、国民年金保険料を納付し始めた44年4月までの未納であった保険料について、第2回特例納付制度を利用し50年10月にすべて納付していることから、国民年金に対する意識と老齢年金を満額受給しようとの意欲が高かったことが推認される。

また、申立期間は、前後長年に渡る納付済期間のうちの 12 か月のみと短期間である。

さらに、申立人が確定申告を委託していた代理人が作成した申立期間に係る確定申告書の控えにおいて、申立期間前後を通して商売も順調である上、社会保険料控除として申立期間の国民年金保険料を申告していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

20歳到達時より国民年金に加入し、結婚後も夫と共に60歳到達まで、欠かさず保険料を納付してきたはずであるのに、途中で1年間の未納があるとは考えられない。当時から商売も順調で、代理人に確定申告を委託していた。代理人に作成してもらった確定申告書及び源泉徴収簿の控えのうち、国民年金保険料が未納となっている昭和60年度に係る昭和60年及び61年の源泉徴収簿の控えを確認したところ、社会保険料控除額として国民年金の支払保険料の記載もある。

当時、国民年金保険料をどのような方法で納めたのか、どこで納めたのかといった具体的な記憶はないが、昭和60年度1年分だけ納付しなかった理由も分からず、未納であるとは納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、60歳到達まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、昭和44年9月に結婚した際にも、すぐに嫁ぎ先のA市町村で国民年金の加入手続をし、欠かさず保険料を納付していることから、国民年金に対する納付意識が高かったことが推認される。

また、申立期間は、前後長年に渡る納付済期間のうちの12か月のみと短期間である。

さらに、申立人の夫が確定申告を委託していた代理人が作成した申立期間に係る確定申告書及び申立人の所得税源泉徴収簿の控えにおいて、申立期間前後を通して商売も順調である上、社会保険料控除として申立期間の国民年金保険料を申告していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月

私は、平成5年3月に会社を退職して翌月から再就学したが、約1年後に 市町村役場から国民年金保険料の納付書が送られてきて、7年3月までの就 学期間中の保険料については、母親が4回程度に分けて郵便局で納付してく れた。

社会保険事務所の記録では、申立期間は未納となっているが、納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人が平成5年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、9年3月に同資格を再取得するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであることから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張する申立 人の母親も、「市町村役場で発行された納付書については、全期間の保険料を 郵便局で納付した。」と証言している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から39年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から39年3月まで

② 昭和40年4月から41年3月まで

私は身体障害者であり、20歳のころ、A市町村の職員から、「障害者は国 民年金保険料を納めなくても良い。」と言われたが、昭和44年ごろになって、 「間違いだったので保険料を納めるように。」と言われ、保険料の納付を始 めた。

過去の未納分の保険料については、昭和46、47年ごろから、保険料の払込 用紙がA市町村から送られてきたので、何回かに分けて郵便局かA市町村役 場で納付したと思う。

社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間①は申請免除、申立期間②は未納となっているが、納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和37年*月から58年6月までの国民年金加入期間 について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識 が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和44年4月分から国民年金保険料の納付を始め、免除期間となっていた昭和39年度及び41年度から43年度までの期間の保険料はすべて追納していることから、申立内容には信ぴょう性がうかがえ、申立人は、昭和46、47年ごろに社会保険事務所で作成された納付書により、申立期間①の保険料を追納するとともに、申立期間②の保険料は第1回特例納付を利用して納付したと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月8日から27年4月21日まで 私は、昭和30年11月ごろに結婚し、A市町村に住んでいたが、31年に子供 が生まれ、32年ごろB市町村へ帰って来た。

当時、厚生年金保険や脱退手当金の制度について何も知らず、事業所からは退職金やその他の金品は何ももらっていない。

脱退手当金を受給した記憶は無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年3か月後の昭和31年7月12日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の性別は男性と記録されている上、申立人の脱退手当金に係るオンライン記録は、誤った名前、性別で管理されていたことが確認できることから、申立人の年金記録の記録管理において適切さを欠いている。仮に被保険者名簿に基づき脱退手当金を算定したとしても、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権は発生しないことから、適正な事務処理が行われたとも言い難い。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている標準報酬月額に基づいて計算した脱退手当金の支給額は12,451円であり、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額(12,573円)と122円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年5月の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所におけ る資格取得日を同年5月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円と することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月11日から24年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務した期間について、申立期間の厚生年金保険加入記録が漏れていた。昭和13年8月に当該事業所に入社し27年9月まで途中退社していないので、申立期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の業務を引き継いだB事業所から提出された社会保険カード及び 雇用保険の被保険者記録から、申立人が、昭和24年5月14日から勤務していた ことが認められる。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、 雇用保険の被保険者記録を確認することができた3人の雇用保険の被保険者 資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であり、申立人の厚 生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日のみが異 なることは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和24年5月に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和24年5月の標準報酬月額については、申立人のA事業所における同年6月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届け出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和21年5月から24年4月までの期間について、申立事業所の同僚から「事業所に籍を置いて戦争に行った職員の中で復員が遅れた職員もおり、その職員については籍を切っていた。」とする供述があり、申立人の場合、C県庁が保管している「身上申告書」により17年5月30日にD国の部隊に入隊し、23年10月2日にE港に復員していることが確認できることから、申立事業所が、申立人を復員が遅れたものとして21年5月に申立人を解雇して厚生年金保険の資格喪失手続を行ったものと推測される。

また、この期間における厚生年金保険料控除に関して、B事業所では保険料控除に関する資料を保管していないので不明であると回答し、当時の事業主は死亡しており、同僚からは保険料控除に関する供述が得られなかった。

さらに、申立人より提出されたF職に関係する手帳には、申立事業所への就職日が昭和18年8月、退職日が27年8月と記入されG法人の印が押印されているが、G法人では、申立期間当時は就職日と退職日を事業所へは照会せずF職の申告に基づいて記入しているので、勤務実態を正確に記入していたとは言い難いと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から31年7月6日まで 申立期間について記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとなって いた。当時は脱退手当金の制度を知らず、会社からは何の説明も無く、脱退 手当金の請求手続をした記憶も無いので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年1か月後の昭和34年8月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、「事業所を退職する前から既に結婚しており、結婚した時から夫の姓を名乗っていた。」と供述しており、申立人の夫及び姉からも同様の証言があることを踏まえると、退職後3年近く経過して申立人が脱退手当金の請求を旧姓で行うのは不自然であることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人のA事業所B支店における資格取得日は昭和31年4月1日、資格喪失日は同年5月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある上、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日から同年3月24日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和31年3月の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かは明らかではないと認められる。

2 申立人は、A事業所C支店において昭和32年1月から同年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日から同年1月21日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和31年3月の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かは明らかではないと認められる。

3 申立人のA事業所D出張所における資格取得日は昭和39年2月12日、資格 喪失日は同年5月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年 金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月24日から同年5月21日まで

- ② 昭和32年1月21日から同年4月1日まで
- ③ 昭和39年2月12日から同年5月28日まで
- ④ 昭和44年4月から45年12月1日まで
- ⑤ 昭和48年10月26日から54年11月まで

昭和31年3月24日にA事業所に入社し、40年1月30日まで継続して勤務したが、申立期間①から③までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていな

い。また、E事業所についても、昭和44年4月から54年11月まで約10年継続して勤務したが、申立期間④及び⑤の期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和31年3月24日から同年4月1日までの期間については、A事業所保管の人事記録及び同事業所からの回答により、申立人が正社員として勤務していたことは確認できる。

また、同事業所は、「当時の厚生年金保険料控除に関する資料を保管していないが、申立人が正社員であることから判断して、当該期間の保険料を控除していたと思われる。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和31年3月24日から同年4月1日まで、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和31年3月の標準報酬月額について、申立人のA事業所B支店における昭和31年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付していたか否かについては、事業 主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち、昭和31年4月1日から同年5月21日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人に付されている基礎年金番号とは異なる番号であるが、申立人と一字違いで生年月日が一致する者の記録があり、上記人事記録により、申立人は当該期間、A事業所B支店で勤務していることが確認できることから、同支店に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が同支店で同年4月1日に被保険者資格を取得し、同年5月21日に当該資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、調査の過程で確認された厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。

また、昭和31年4月の標準報酬月額について、今回統合する社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録から、6,000円とすることが妥当である。

3 申立期間②については、上記人事記録から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和32年1月21日にA事業所本店からA事業所C支店に異

動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、昭和32年1月から同年3月までの標準報酬月額について、A事業所C 支店における申立人に係る同年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とす ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付していたか否かについては、事業 主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間③については、上記2により判明した基礎年金番号により社会保険 庁のオンライン記録及び社会保険事務所保管の被保険者原票を見ると、申立人 がA事業所D出張所において、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき る。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、調査の過程で確認された厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。

また、昭和39年2月から同年4月までの標準報酬月額について、今回統合する申立人の社会保険庁のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

5 申立期間④及び⑤については、E事業所の元事業主は、「当時の厚生年金保 険料控除に関する資料は保管していないが、申立人は従業員ではなく給料も支 払っていないので厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、同僚は申立人を記憶しているものの、この同僚からは、勤務時間、勤務日数及び勤務期間を確定できる供述は得られず、厚生年金保険料の控除についても供述が得られない。

さらに、当時社会保険関係の事務を委託していた者は連絡先が不明であることから、供述が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

申立期間当時、学生であった私は「こんな大金を学生は払えない。」と国 民年金保険料の納付を拒否していたが、平成5年3月下旬に突然、市町村役 場の職員と名乗る男性を含む3人が家にやって来て、未納になっている保険 料を納付するように要求されたので、母親と家中の金をかき集めて、4か月 分の保険料(約4万円)を納付した。

家族の反対を押し切って納付を拒否してきた私にとって、言われるがまま納付してしまったことが屈辱的な出来事であり、明確に記憶している。

こんな事なら払うべきでなかったと悔やまれるが、納付した事は間違い無く事実なので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年1月7日に払い出されており、 この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、市町村役場 では収納できない上、社会保険庁のオンライン記録で氏名検索を行っても、こ れ以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認でき ない。

また、A市町村が保管している申立人の国民年金被保険者名簿において申立期間に係る資格取得欄及び資格喪失欄に対応する受付年月欄には、平成4年12月10日の資格取得、5年4月1日の厚生年金保険加入による資格喪失及び同年6月2日の離職による資格取得に係るそれぞれの受付日が5年11月16日との記録があり、この日に加入手続がなされたものと推認でき、制度上、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する5年3月に保険料を徴収することは考えられない。

さらに、A市町村の担当者は、申立人が国民年金の加入手続をする前である 平成5年3月に、市町村役場職員が申立人宅を訪問して国民年金保険料を集金 することはあり得ないと供述している。 加えて、申立人は、申立人の母が自宅に集金に来た市町村役場の職員に手渡 しで国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の母は、市町村役場 職員が自宅に来たことは記憶しているものの、保険料を納付したかどうかの記 憶はあいまいである上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付をうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度開始時から国民年金に加入し、保険料を婦人会会長に 集金してもらっていた。昭和57年にA市町村役場で確認したところ、申立 期間が法定免除の記録となっている。

申立期間当時、国民年金保険料を納付していたのは間違いないので記録の 訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始時から国民年金に加入し、保険料を婦人会会長に集金してもらっていたと主張しているが、A市町村役場保管の被保険者名簿には、昭和36年度から38年度までの期間が法定免除と記録されている。

また、法定免除された期間である昭和38年度の国民年金保険料を昭和48年10月に追納していることが確認できることから、追納時点では、申立人は、申立期間が法定免除期間であったことを認識していた可能性がうかがえる上、申立期間の保険料は時効により追納できなかったものと考えられる。

さらに、国民年金への加入手続や納付を行った申立人は、申立後亡くなっており、申立期間当時の生活状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から54年3月まで

私は、30歳を機に国民年金に加入した。加入後、A市町村役場で20歳にさかのぼり国民年金保険料を納付できると説明を受け、保険料をさかのぼって納付したはずであるのに未納と記録されている。

納付したのは間違いないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳を機に国民年金の加入手続をし、加入後20歳にさかのぼって国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、i)申立人が一括納付したと記憶している保険料額(3万円から4万円)と第3回特例納付に必要であった保険料額(43万円余り)には相当な開きがあること、ii)申立人は、「A市町村役場で国民年金の加入手続後、市町村役場の職員から手ごろな金額で保険料を納付できると勧められ3万円から4万円くらい納付した。40数万円という高額な保険料は支払っていない。」と供述していることから、申立期間の保険料を一括納付したとは推認し難い。

また、申立人が加入手続を行ったとする昭和 55 年度のA市町村役場保管の国民年金保険料検認一覧表には、年度当初に前納された記録が確認でき、その保険料額は、申立人が国民年金に加入手続後、一括納付したと記憶する保険料額とほぼ一致する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月、43年7月から44年3月までの期間及び56年9月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月

② 昭和43年7月から44年3月まで

③ 昭和56年9月から58年3月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間について国民年金保険料が未納となっている。

しかし、昭和58年1月ごろ、A市町村(現在は、B市町村)の職員から言われた金額32~33万円を、私の妻が自宅に取りに来た別の職員に払っており、未納期間は無いはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間の国民年金保険料を昭和58年1月ごろに一括して納付したと主張しているが、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であることから、申立人の主張は不合理である上、申立人の国民年金手帳記号番号は45年6月21日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市町村が保管する国民年金被保険者記録連絡票及び社会保険事務所 が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、すべての申立期間に ついて未納と記録されている。

さらに、申立人が、すべての申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金保険料として32~33万円を昭和58年1月ごろに一括して納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及びその妻は、62年6月から平成元年3月までの保険料を元年1月19日に納付していることが確認でき、当該期間の夫婦二人分の保険料額は33万2,800

円であることを踏まえると、申立人は当該保険料額を申立期間に係る保険料額として誤認しているものと推認される。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月、37年1月から39年4月までの期間及び43年5月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月

② 昭和37年1月から39年4月まで

③ 昭和43年5月から50年3月まで

申立期間①及び②については、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれており、申立期間③については、私がA市町村役場で保険料を納付していた。申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和37年1月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月13日に払い出されており、この時点では申立期間①、②のすべて及び③の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の母は高齢等のため、当時の状況について供述を得られず、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から42年4月まで

昭和36年5月ごろ、A社会保険事務所の職員が国民年金についての啓発に 来たので国民年金に加入し、42年に納税貯蓄組合制度ができるまで、私が、 毎月、B郵便局で母の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、納付記録が抜けているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月30日に払い出されており、C 市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は同年5月16 日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできないため、申立期間は未加入期間となる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、C市町村役場が保管する昭和40年度及び41年度の「国民年金保険料賦課徴収簿」において、申立人の母親の国民年金保険料の領収記録は有るものの、申立人の領収記録は無く、42年度の同徴収簿において申立人の領収記録が有ることが確認でき、この記録は、C市町村役場保管の国民年金被保険者名簿の検認記録及び社会保険庁の納付記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと記憶している友人からも、納付していたことをうかがわせる有力な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

昭和45年3月ごろにA市町村役場で国民健康保険の加入手続をした時に 国民年金にも加入した。申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に集金人に納めていたが、納付記録が無いのは誤りだと思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、 申立人の国民年金手帳記号番号は51年2月3日に夫婦連番で払い出されており、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人からは申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無く、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

昭和45年3月ごろにA市町村役場で国民健康保険の加入手続をした時に 国民年金にも加入した。申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に集金人に納めていたが、納付記録が無いのは誤りだと思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、 申立人の国民年金手帳記号番号は51年2月3日に夫婦連番で払い出されており、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人からは申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無く、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年ごろから23年1月ごろまで

② 昭和27年終わりごろから28年9月ごろまで

③ 昭和29年10月ごろから30年12月ごろまで

申立期間①については、A事業所で商品の運送業務をした。A事業所の頭文字は、社長の名前であることから、B事業所かも知れない。

申立期間②については、C事業所で、昭和28年ごろD国から帰国してすぐ勤めた。E港に停泊する船舶への給油及びF事業所の船舶への給油の仕事であった。

申立期間③については、G事業所H支店で、列車からの荷物の積み降ろし及び乗務員の仕事をしていた。

以上の申立期間について、それぞれの会社に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所またはB事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、社会保険事務所の記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和41年3月9日、またB事業所の適用事業所となった日は25年9月1日であり、申立期間は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B事業所については、昭和42年8月に解散しているため、事業所からの回答を得ることができない上、当時の事業主は既に死亡し、同僚からの供述も得ることができない。

さらに、A事業所の労務担当者は、「昭和41年から厚生年金保険適用事業所となった。B事業所とは関連が無い。昔からの従業員に聞いてみたが、申立人については知らないと言っている。」と供述している。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、当該申立期間中に被保険者記録のある同僚は、「C事業所は、当時あるメーカーの商品しか扱っていなかったので、C事業所と言われた。当時は6人から7人の従業員であるが、その中に申立人はいなかった。」と供述している。

また、当該事業所は、申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明と回答している。

さらに、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、当該申立期間について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立 人が申立期間においてG事業所H支店に勤務していたことは推認できるが 勤 務期間及び厚生年金保険料の控除に関する有力な供述は得られない。

また、当時の総務担当者は、「申立人については覚えていないが、当時の乗務員は出入りが激しいため臨時職員が多く、厚生年金保険への加入及び保険料の控除はしていなかった。」と供述している上、別の同僚も、「申立人については覚えていないが、当時の乗務員は、入社後数年は臨時職員で、なかなか正規採用職員にはしてくれなかった。私も入社後1年半は臨時職員であり、その間厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述しており、申立期間当時、同事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、G事業所I支店は、同事業所が保管している申立事業所に係る厚生 年金保険台帳並びに、厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、 申立人の氏名が見当たらないと回答している。

加えて、社会保険事務所保管の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者名 簿においては、当該申立期間について整理番号に欠番が無く、申立人の氏名は 見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が 欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を 各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月15日から44年1月1日まで 申立期間において、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、 社会保険事務所からその期間について脱退手当金を受給しているとの回答 があった。私は、脱退手当金の支払いを受けた覚えが無いので、記録の訂正 を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録の職歴審査照会回答票によると、A事業所において昭和41年から46年までに厚生年金保険の資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格が有る13人中11人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうち10人に厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされており、申立人についても当該事業所退職時に事業主から何らかの働きかけがなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年2月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から14年8月1日まで

A事業所における平成13年4月から14年7月までの金銭出納帳を見ると、各月の総支給額が13年4月から同年12月までは42万2,300円、14年1月から同年7月までは33万7,840円と記載され、当該各期間の標準報酬月額はそれぞれ41万円と34万円となる。

しかし、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が平成12年9月に41万円から9万8,000円に引き下げられ、以降適用事業所に該当しなくなった14年8月1日まで9万8,000円であったことが分かった。

金銭出納帳の記録からすると、実際の標準報酬月額と相違していると思うので、申立期間における標準報酬月額の記録訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA事業所は、平成14年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、その翌日の同年8月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、12年9月までさかのぼって41万円が9万8,000円に訂正されたことが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成14年7月末で会社が倒産し、保険料の滞納額について、社会保険事務所職員と相談し、同職員から言われるままに14年8月1日に手続をしたので、滞納はないものと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、A事業所での健康保険厚生年金保険の資格喪失日から2年間、標準報酬月額9万8,000円で健康保険を任意継続していることが、社会保険庁のオンライン記録から確認でき、このことから、申立人は平成14年8月に標準報酬月額が9万8,000円に訂正されたことを承知していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年7月30日まで

A事業所における平成3年10月から4年7月までの役員報酬月額は約32万円であったにもかかわらず、標準報酬月額の記録を見ると、3年10月に32万円から22万円に引き下げられ、さらに、同年11月から11万8,000円に引き下げられているので、申立期間における標準報酬月額の記録訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていたA事業所における申立人の標準報酬月額について、i)平成3年9月5日に「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」により同年10月から変更処理されていること、ii)4年8月11日に「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」により3年11月までさかのぼって変更処理されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるが、これら変更処理について、社会保険事務所が事業主の同意を得ず、勝手に記録訂正を行ったと認められる事実は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時の代表取締役を含む 他の取締役及び従業員全員の標準報酬月額について、不自然な訂正が行われた 事実は確認できない。

さらに、A事業所は、「資料を保存していないため、申立てどおりの届出を 行ったか否か不明である。」と回答しているが、申立期間当時の代表取締役は、 「申立人は、平成元年ごろからA事業所の関連会社の仕事に従事することとな り、A事業所では常勤取締役から非常勤取締役となり月額12万円の役員報酬 を支給していたと思う。」と供述している。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年ごろから56年2月1日まで

実弟がA事業所の専務をしており、同事業所に入社した当時から、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚の供述から、申立人が昭和56年2月1日以前からA事業所に乗務員として勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間当時の資料を保管していないため、 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除、被保険者資格の届出、厚生年 金保険料の納付、社会保険に加入しない試用期間の有無及び乗務員の社会保険 の加入状況について、すべて不明と回答している。

また、申立人と同様の給与形態であった同僚一人について、当該同僚の記憶する入社時点から約6年後に厚生年金保険の資格を取得しているほか、申立人とは異なる給与形態であった同僚一人についても、当該同僚の記憶する入社時点から約1年後に厚生年金保険の資格を取得していることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない取扱いがあったものと考えられる。

さらに、申立人の当該事業所に係る厚生年金基金及び雇用保険の資格取得日は昭和56年2月1日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から35年5月まで

A事業所で勤務していた期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間のうち昭和34年4月16日から同年4月18日までの期間及び同年5月7日から35年2月2日までの期間、A事業所所有の船舶に船員として勤務したことは確認できるが、ほかの期間については、同様に勤務していたことは確認できない上、当該事業所は既に廃業しているため、申立人の勤務期間を確認できる資料は保管されておらず、当時の事業主及び船長も死亡しており、この船長の妻からも勤務期間に関する有力な供述は得られない。

また、船長の妻は、「申立人は船員保険に加入していなかった。手取りでいくらでという形で、勤務してもらっていたので船員保険料を給与から控除していなかった。」と供述しており、申立人自身も給与から船員保険料が控除されていた記憶が定かではないと供述している。

さらに、船長の妻は「申立期間当時、A事業所は個人事業所として海上貨物運送業を行っており、船員保険の適用事業所ではなかったが、法人となった後に船員保険の適用事業所となった。」と供述しており、当該事業所の商業登記簿謄本から会社設立日が申立期間後の昭和41年1月10日であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録においても、船長及び申立人の記憶する同僚の申立期間における船員保険被保険者記録も確認できない。

加えて、当該事業所は廃業しているので保険料控除を確認できる資料は保管されていない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から45年12月11日まで

昭和40年3月1日から45年12月11日までA事業所B支店で勤めていた期間の脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、一時金は、退職時ではなく、在職中に受け取った記憶が有るとともに、会社が昭和43年5月から厚生年金基金を掛けてくれ、現在、申立期間に係る企業年金をもらっていることから、少なくとも申立期間については脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所であるA事業所において、申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を在職中に受給した記憶が有ると主張しているが、脱退手当金の支給要件として、厚生年金保険被保険者資格を喪失した場合に脱退手当金を支給するものとされており、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人と同じ昭和40年3月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している女性で、脱退手当金の支給記録がある8人(申立人を含む。)のうち、7人が資格喪失日の約2か月後に支給決定されている上、申立人と同じA事業所B支店で退職した同僚は、「退職時に事業所で脱退手当金の手続をしてもらったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、 脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手 当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者 資格喪失日から約2か月後の昭和46年2月5日に支給決定されているなど、一 連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支 給を疑わせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間について、厚生年金基金の企業年金を受給していることから、当該期間の脱退手当金を受給していないと主張しているが、同基金の年金は、脱退手当金が支給済みであっても支払われることから、同基金の

年金を受給していることをもって、脱退手当金を受給していないとはいえない。 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期 間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年3月30日まで 社会保険庁の記録では、A事業所での厚生年金保険被保険者期間のうち、 申立期間の標準報酬月額が平成7年8月1日から9万8,000円、8年2月1 日から11万円となっているが、当時、役員報酬は月額50万円だったと記憶しており当該記録と相違している。

当該記録の相違について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA事業所は、平成8年3月30日に適用事業所ではなくなっているが、同年9月11日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間のうち7年8月1日から8年2月1日までは59万円から9万8,000円に、8年2月1日から同年3月1日までは59万円から11万円にそれぞれ遡及して減額訂正されていることが社会保険庁の記録から確認できる。一方、申立人は、このような遡及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。

しかし、申立人は当該事業所において社会保険に関する事務を行っていたと供述しており、このような遡及訂正の届出を、同事業所の代表者等ではなく破産手続を受諾した代理人等が行ったとしても、このような申立人個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役である申立人に何ら相談もなく独断で行うことは不自然であり、社会保険事務所の記録により、申立人のみ標準報酬月額の記録が遡及訂正されていることから判断すると、申立人は、同事業所の代表取締役として、当該届出について知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難く、A事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきである。

なお、申立期間のうち、平成8年3月1日から同月30日までの標準報酬月額が同年9月11日付けで従前と同額の59万円に復旧訂正されているのは、遡及訂

正時、申立人は任意継続被保険者であり(同事業所での資格喪失後、同年3月30日に資格取得している。)、その標準報酬月額の算定基礎となった退職時の標準報酬月額を維持する必要があるとの考えがあったものと推認される。

また、社会保険事務所の記録によると、同事務所が事業主の同意を得ることなく、無断で記録訂正を行った形跡も見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から58年5月21日まで

私は、A事業所が設立された昭和53年6月から厚生年金保険に加入した。 当時は高度経済成長期で毎年1万円以上の昇給があったにもかかわらず、55 年10月から厚生年金保険の標準報酬月額が下がっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時毎年1万円以上昇給しているはずであると主張している。

しかしながら、A事業所の元事業主は、「法人設立当時(昭和53年6月)は、ほかの診療科医院で社会保険に加入しているところは少なかったが、従業員に世間並みの待遇を与えるため、社会保険に加入し給与もほかの診療科医院より高く払っていた。いつから従業員の給与を下げたかははっきり覚えてないが、申立期間当時は高度経済成長期ではなく、54年の第2次石油ショックで不景気になり自由診療が減る等、法人設立時の給与形態では経営が困難となるので全従業員の給与を下げた。」と供述している上、申立人の同僚二人も、「55年ごろに同事業所は少し経営状態が悪く給与が下がったかもしれない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、事業主を除く被保険者5人全員の標準報酬月額が昭和55年10月に引き下げられており、この状況は前述の元事業主と同僚の供述内容に沿ったものとなっている。

さらに、この標準報酬月額引下げについて、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。また、その後、昭和56年8月と57年8月に標準報酬月額がそれぞれ引き上げられているが、この事務処理にも不自然な点は見られない。

加えて、A事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた金額を確認できる給料明細書等を持っていないことから、申立人の同事業所における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月から同年8月まで

私は、昭和28年5月から29年8月まで、A事業所を途中で辞める事なく継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では29年1月から同年8月まで、厚生年金保険被保険者とはなっていなかった。勤務していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において申立期間に勤務していた同僚3人の供述から、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは推認することができるが、厚生年金保険料の控除に関する供述は得られなかった。

また、A事業所は昭和49年10月1日に解散し、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、全被保険者11人について、厚生年金保険の資格を喪失した日は、申立人と同じ昭和29年1月10日となっている者が6人、同年3月18日となっている者が1人、厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月1日となっている者は4人であることが確認できる。

加えて、供述が得られた3人の同僚のうち一人は、「会社は経営が苦しくなり、申立人と同様に昭和29年1月に厚生年金保険の資格を喪失させられた従業員が何名かおり、資格喪失後も勤務していた。私自身も資格喪失後も2年近く同事業所で勤務していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年10月31日まで 私は、高校を卒業後、すぐにA事業所に勤めたが、社会保険庁の記録では、 申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所に勤務していたと申し立てているが、 申立人は、当時の上司及び同僚について記憶しておらず、社会保険庁のオンライン記録から連絡先が確認できる申立事業所の申立期間当時の従業員8人に 照会したものの、申立人が申立事業所に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、申立人が供述している当該事業所における申立期間当時の勤務形態等の状況は、上記の申立期間当時の従業員8人のうち、昭和29年4月1日に資格取得している男性従業員3人の供述内容とは相違している。

さらに、A事業所の本部機能を受け持つB事業所に照会したが、「昭和 58 年以前の同事業所の社会保険取得喪失データ及び在籍記録は現存していない。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されていない。

その上、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたこと、及び健康保険証に関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。